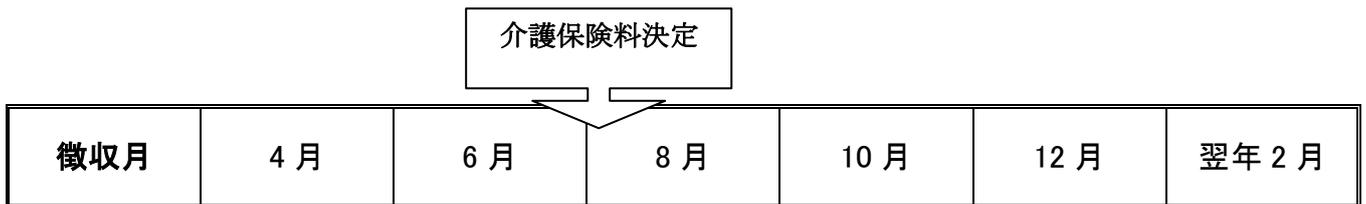


# 介護保険料の納め方

- 年金からの天引きとなる「特別徴収」と納付書により金融機関の窓口でおさめていただく「普通徴収」があります。
- 年度途中で 65 歳に到達したり転入された場合、介護保険料の年金からの天引き(特別徴収)は原則として、翌年度の 4 月・6 月・8 月・10 月のいずれかから開始されます。開始されるまでの間は、納付書での納入(普通徴収)となります

## □ 特別徴収の期別金額計算方法



### 介護保険料決定前

- 前年度特別徴収の人は、原則としてその年に2月の徴収額と同額を天引きします。
- 前年度普通徴収の人は、前年度の保険料段階を参考に算出した額を天引きします。

### 介護保険料決定後

- 当該年度の確定した年間保険料額から4月・6月の年金から天引きで納付いただいた保険料を差し引いた残りを4等分します。  
100 円未満の端数は 10 月に天引きします。

## □ 普通徴収の期別金額計算方法

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
徴収月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	翌年 1 月	翌年 2 月	翌年 3 月

当該年度の年間保険料額を 10 等分した金額を納めていただきます。  
100 円未満の端数は第 1 期(6 月分)で調整しています。